



国立公園の宿舎事業に関する取組状況



国立公園の宿舎事業に関する取組状況

(1) 国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供

<あり方において示された今後の対応策>

- 自然環境の保全と事業性の両方の観点から、新たな場所での事業の実施も含めて適地の検討を進めていく。
- 新たな事業を限定的に認めるような場合、公募等により適切な事業者を選定し、経営状況をモニタリングしながらサービスの質を維持していくことを検討する。
- 満喫プロジェクト全体の取組と連動し、その土地にふさわしい自然や文化を体験できるアクティビティの提供についても検討する。

<取組状況>

- 特に、満喫プロジェクトの先行 8 公園において、高付加価値な宿泊体験の提供に向けて、民間事業者との対話を実施中。
- 阿寒摩周、日光、大山隠岐、阿蘇くじゅうにおいて、民間事業者と連携し、地域のアクティビティを活用したグランピングを試行的に実施。



国立公園の宿舎事業に関する取組状況

(2) 既存エリア・施設の再生・上質化

① 集団施設地区等の再生

〈あり方において示された今後の対応策〉

- 地元自治体と複数の民間事業者がまとまって、地域の再整備（景観デザインの統一、電線地中化、廃屋の撤去等）を総合的に実施する事業に対する支援制度について検討する。
- 地域の関係者がマスタープランを作成、共有して官民協働で取り組むことが重要であり、公的資金による事業だけでなく、新たな民間投資を呼び込むことも検討する。

〈取組状況〉

- 国際観光旅客税を活用し、新たに利用拠点の滞在環境の上質化のための予算制度を創設。地域協議会等で面的な利用拠点の再生計画を作成し、民間事業の導入を前提とした廃屋撤去、Wi-Fi環境整備やサイン多言語化等インバウンド機能向上や、地域の文化資産を活かしたまちなみ改善を一体的に実施し、利用拠点エリアの刷新を図る。
- 令和元年度は、18か所で事業実施予定。

【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など需要の変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている状況が課題となっている。また国立公園は、圧倒的な自然環境と地域独自の文化資産が相まって形成されていることが外国人旅行者にとっても魅力的であるが、旅行者が体感できていない。

【事業内容】

① 利用拠点計画策定

地域協議会等において利用拠点計画を作成し、計画に記載された事業を各主体が同時一体的に実施。
(事業運営、地域経営能力を有する人材の知見を入れながら利用拠点計画を策定)

②-1 廃屋の撤去

跡地における新たな民間事業者の導入を前提に、支障となっている廃屋等の撤去を進める。

②-2 インバウンド機能向上

外国人利用者が立ち寄る利用拠点施設において、Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化を実施。

②-3 まちなみの改善

公共施設、民間店舗等に、外国人にも魅力的な地域の文化資産への興味、誘導を意識したデザインを付加するなど、地域文化が体感できるまちなみに改善。



【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間の増加、リピーターの確保、観光による地方創生、国立公園の文化的な魅力や奥深さの外国人理解の促進

【事業スキーム】

- ① 地方公共団体への補助 【補助率 1 / 2】
- ②、③、④ 国直轄事業、地方公共団体、民間事業者への補助



国立公園の宿舎事業に関する取組状況

(2) 既存エリア・施設の再生・上質化

②新たな廃屋化の防止

〈あり方において示された今後の対応策〉

- 国立公園事業者に対し、公的な立場であり、行為許可では認められないような立地や規模で特別に事業が認められていることを改めて認識してもらい、責任ある事業執行を求める。
- 経営状態を継続的に把握していく体制や仕組みについて検討する。また、必要な場合には、改善命令の発出や命令に違反した場合の認可取消しも含めて対応を検討する。
- 経営改善やより質の高いサービス提供のため、地域金融機関及び(株)地域経済活性化支援機構などとの連携も含めて検討する。
- より推奨できるサービスを提供している宿舎事業の情報を利用者に提供するなど、国立公園事業者としてふさわしい管理経営が継続的に行われるよう、対応のあり方について検討する。

〈取組状況〉

- 令和元年6月、(株)地域経済活性化支援機構において、国立公園等の観光資源の磨き上げを通じ、地方部の観光消費額増加等を図るための「観光遺産産業化ファンド」が設立。環境省として、引き続き民間事業者による観光活性化の取組と連携協力していく。
- 今後、自然公園制度のあり方について検討を進める中で、公園事業制度に関する必要な見直しや運用の改善等に取り組む予定。



国立公園の宿舎事業に関する取組状況

(2) 既存エリア・施設の再生・上質化

③多様化する経営手法への対応

〈あり方において示された今後の対応策〉

- 所有・経営・運営が分離した場合でも、自然公園法上の責任を適切に履行できるよう、各主体間の契約関係等を確認し、責任を持って安定した経営を行うための体制構築を促す。
- 各主体のいずれかが変更される場合の手続きについて精査して、確実に事業の執行体制を把握できるように必要な手続き等について検討する。
- 所有・経営・運営が分離した場合でも、各主体に改善命令や原状回復命令等の自然公園法に基づく命令を履行する責任を直接負わせる仕組みが可能かどうかについても検討する。

〈取組状況〉

- 今後、上記の指摘も踏まえて自然公園制度のあり方について検討を進める中で、公園事業制度に関する必要な見直しや運用の改善等に取り組む予定。